

# 行政手続オンライン化法の施行に伴う政令整備について（概要）

平成15年2月  
総務省

## 1. 「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行期日を定める政令」

- 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行期日は、法附則の規定により、法の公布の日（平成14年12月13日）から三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行となっており、法の施行期日を平成15年2月3日とする政令を定めるもの。

## 2. 「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令」

### （1）政令で定める特殊法人等（施行令第1条）

- 法第2条第2号ホにおいて、法にいう「行政機関等」に該当する公社、特殊法人又は認可法人については政令で定めると規定しているため、該当する特殊法人等を政令で定めるもの。

### （2）政令で定める犯則事件（施行令第2条）

- 法第2条第6号から第9号の、「申請等」等の定義規定において、「裁判手続等」をそれぞれの対象から除外しており、政令で定める犯則事件に係る手続についても「裁判手続等」に含めることとしているため、その対象となる犯則事件を政令で定めるもの。

## 3. 「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」

- 法及び整備法の施行に伴い改正が必要となる個別政令のうち、当該改正内容が法の施行と同時に施行される必要がある34政令について、一括整備政令により整備を行うもの。

行政手続のオンライン化の先行法令に係る政令整備

整備法による個別法の改正において政令委任事項がある場合の政令整備 等